

(様式6)

休業取得証明書 兼 評価期間延長申請書 (記載例)

下記のとおり配置予定技術者が休業を取得したことを証明し、評価期間の延長を申請します。

記

①主任技術者・作業班長の別	主任技術者	②氏名	国土 花子
③業務実績・業務成績の評価期間の延長			
休業の種類（産前・産後・育児・介護の別を記入）	令和4年4月1日から公示日までの休業取得期間及び日数		
育児	令和4年4月1日～令和4年11月5日まで	219日間	
産前・産後・育児	令和6年9月17日～令和7年12月23日まで	463日間	
	年 月 日～ 年 月 日まで	日間	
通算の休業取得日数	682日間	延長後の評価期間の開始日 ※令和4年4月1日から通算の休業取得日数を引いた日	令和2年5月19日
④優良表彰の評価期間の延長		様式3又は様式4に記載した表彰を受けた年	令和3年
休業の種類（産前・産後・育児・介護の別を記入）	表彰を受けた年の8月1日から4年間 （4年後の7月31日まで）の休業取得期間及び日数		
育児	令和3年8月1日～令和4年11月5日まで	462日間	
産前・産後・育児	令和6年9月17日～令和7年7月31日まで	318日間	
	年 月 日～ 年 月 日まで	日間	
通算の休業取得日数	780日間	延長後の評価期間の終了日 ※表彰を受けた年の4年後の7月31日に通算の休業取得日数を加えた日	令和9年9月19日
⑤継続教育（CPD）取組姿勢の評価期間の延長			
休業の種類（産前・産後・育児・介護の別を記入）	公示日の2年前の翌日から公示日までの休業取得期間及び日数		
産前・産後・育児	令和6年9月17日～令和7年12月23日まで	463日間	
	年 月 日～ 年 月 日まで	日間	
	年 月 日～ 年 月 日まで	日間	
通算の休業取得日数	463日間	延長後の評価期間の開始日 ※公示日の2年前の翌日から通算の休業取得日数を引いた日	令和4年12月26日

(注)「〇〇」には元号（平成又は令和）を記載する。

【記載例の条件】

公示日：令和8年4月1日

表彰を受けた年：令和3年

休業取得状況：

	休業の種類	休業取得期間	取得日数	連続取得日数	備考
休業1	産前	令和3年3月25日～令和3年5月5日	42日間	591日間	6週間
休業2	産後	令和3年5月6日～令和3年6月30日	56日間		8週間
休業3	育児	令和3年7月1日～令和4年11月5日	493日間		1歳6か月まで
休業4	産前	令和6年9月17日～令和6年12月23日	98日間	463日間	14週間
休業5	産後	令和6年12月24日～令和7年2月17日	56日間		8週間
休業6	育児	令和7年2月18日～令和7年12月23日	309日間		1歳まで

【記載方法】

①主任技術者・作業班長の別：「主任技術者」又は「作業班長」と記載する。

②氏名：申請する技術者氏名（国土花子）を記載する。

③業務実績・業務成績の評価期間の延長（申請しない場合は記載不要）

令和4年4月1日から公示日（令和8年4月1日）までの休業を記載する。

- ・休業1及び2は、令和4年4月1日より前なので記載しない。
- ・休業3は、令和4年4月1日以降に取得した219日間を記載する。
- ・休業4～6は、令和4年4月1日から公示日までに全て含まれるので、合計の463日間をまとめて記載する。
- ・通算の休業取得日数は、上記の219日間と463日間の合計682日間を記載する。
- ・延長後の評価期間の開始日は、令和4年4月1日から通算の休業取得日数682日間を引いた、令和2年5月19日を記載する。

④優良表彰の評価期間の延長（申請しない場合は記載不要）

「様式3又は様式4に記載した表彰を受けた年」欄に「令和3」年を記載する。

令和3年8月1日（表彰を受けた年）から令和7年7月31日（4年後）までの休業を記載する。

- ・休業1及び2は、令和3年8月1日より前なので記載しない。
- ・休業3は、令和3年8月1日以降に取得した462日間を記載する。
- ・休業4～6は、令和3年8月1日から令和7年7月31日までに取得した318日間を記載する。
- ・通算の休業取得日数は、上記の463日間と318日間の合計780日間を記載する。
- ・延長後の評価期間の終了日は、表彰を受けた年の4年後の7月31日となる、令和7年7月31日に780日間を加えた、令和9年9月19日を記載する。

⑤継続教育（CPD）取組姿勢の評価期間の延長（申請しない場合は記載不要）

公示日の2年前の翌日（令和6年4月2日）から公示日（令和8年4月1日）までの休業を記載する。

- ・休業1～3は、令和6年4月2日より前なので記載しない。
- ・休業4～6は、令和6年4月2日から公示日までに全て含まれるので、合計463日間をまとめて記載する。
- ・通算の休業取得日数は、上記の463日間を記載する。
- ・延長後の評価期間の開始日は、令和6年4月2日から463日間を引いた、令和4年12月26日を記載する。